

第3次

やまのへ男女共同参画基本計画



山辺町観光協会公式キャラクター

すだまりんちゃん

令和8年3月
山形県山辺町

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 第3次計画策定にあたっての現状と課題 1
- 2 計画の期間 2
- 3 計画の位置づけ 2

第2章 基本理念・基本目標・計画体系

- 1 基本理念 3
- 2 基本目標 3
- 3 計画体系 6

第3章 行動計画

- 行動計画の記載例 8
- 基本目標Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現 9
- 基本目標Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現 11
- 基本目標Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現 12
- 基本目標Ⅳ 職場における男女共同参画の実現 14
- 基本目標Ⅴ 多様性が尊重される社会の実現 15

第4章 計画の推進

- 1 推進体制の整備 16
- 2 国・県などとの連携 16
- 3 町民及び諸団体との連携 16
- 4 計画の進行管理 16

(巻末)【参考資料】第1次・第2次計画における数値目標の達成状況 H28～R6

第1章 基本的な考え方

1 第3次計画策定にあたっての現状と課題

わが国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等が掲げられ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきたことで、法律や制度上での男女平等は大きく前進しているところです。そのような中、町としても平成22年3月に「やまのべ男女共同参画基本計画」を、令和3年3月に「第2次やまのべ男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

現状としては、SDGs（持続可能な開発目標）のジェンダー平等の実現など社会的な価値観の大きな変化と相まって、男女に関わりなく家事・育児・介護などに取り組む生活様式が普及・定着するなど、計画の推進とともに男女共同参画に対する意識が高まってきました。しかしながら、一部において固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）が依然として残っていることなどから、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを、今後も推進・継続していく必要があります。

このたび、現行の計画では令和7年度が計画期間の最終年度になることから、第5次山辺町総合計画などを踏まえつつ、今後の男女共同参画にかかる施策の方向を提示するため「第3次やまのべ男女共同参画基本計画」を策定するものです。

【これまでの取り組み状況（数値目標項目）】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
項目数	21	21	21	21	21	21	21	21	21
達成項目数	16	17	16	15	8	9	10	12	13
未達成項目数	5	4	5	6	13	12	11	9	8
達成割合	76%	81%	76%	71%	38%	43%	48%	57%	62%
主な未達成項目	公募委員制・女性委員の積極的な任用の推進【女性の任用率：30%】 女性委員の“ゼロ”審議会等の解消【ゼロ審議会：2団体】 等								
第2次計画（R3～）の評価	コロナ禍のため学習機会を中止する等したことにより、達成割合が減少したが、コロナ後は男女共同参画の取組みを拡大している								

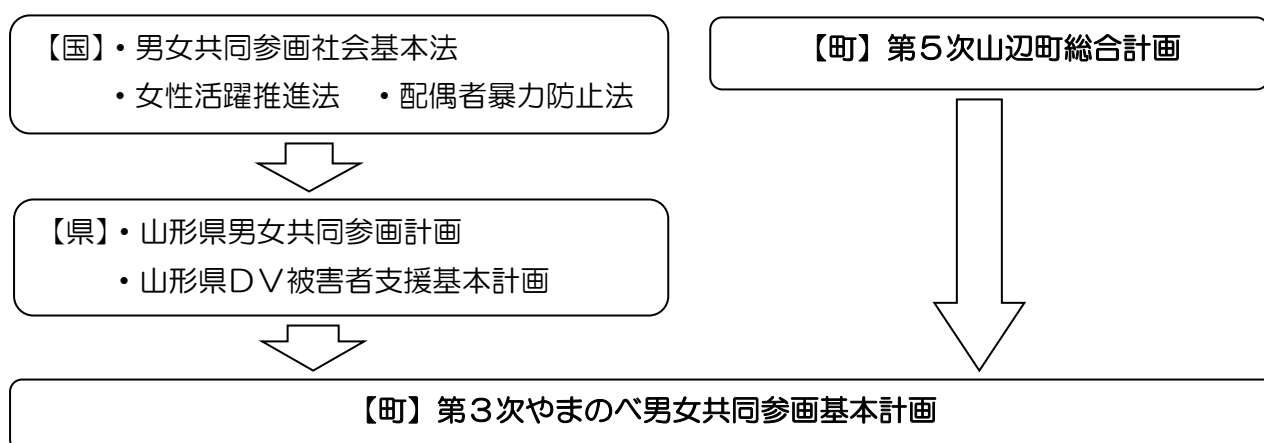
2 計画の期間

この計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

3 計画の位置づけ

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、上位計画である第5次山辺町総合計画の男女共同参画分野における具体的な施策の考え方や、展開方向について示すものです。

また、この計画の一部は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に位置付けるものとします。



第2章 基本理念・基本目標・計画体系

1. 基本理念

性別にかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し、その能力や意思に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現を目指すため、第3次やまのべ男女共同参画基本計画における基本理念について、次のとおり定めます。

誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会へ

2. 基本目標

男女共同参画社会の実現に向け「5つの基本目標」と、それぞれの目標に対応する課題を設定しました。

基本目標Ⅰ	社会全体における男女共同参画の実現
-------	-------------------

<課題1> 男女の固定的な性別役割分担意識の解消

<課題2> 政策・方針決定過程への女性の参画

<課題3> 地域活動における男女共同参画の推進

<課題4> 調査・情報収集

男女の固定的な性別役割分担意識の解消に努め、一人の人間としてお互いの人格や個性、生き方を尊重し合える社会づくりを目指します。また、男女が共に社会的な責任を担うことは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。あわせて、地域活動における男女共同参画を推進するとともに、効果的な施策の形成に向けて男女共同参画に関する調査・情報収集を行っていきます。

基本目標Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現

<課題1>学校などにおける男女平等教育の推進

<課題2>社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進

男女がお互いの人権を尊重し、男女平等意識を形成するためには、学校や社会などにおける教育や学習の果たす役割が重要であるため、学校教育や社会教育・生涯学習において人権教育を中心とした男女平等教育を推進します。

基本目標Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現

<課題1>男女が共に築く家庭生活の促進

<課題2>地域における子育て支援の充実

<課題3>要介護者のいる家庭への支援の充実

<課題4>生涯を通じた心と体の健康づくりの促進

<課題5>男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶

家庭は男女共同参画の意義を学び、実践する場です。男女が共に築く家庭生活を促し、地域における子育て支援や、要介護者のいる家庭への支援を充実させることで、男女相互の協力によって家事・育児・介護など行う環境の整備を図ります。また、生涯を通じた心と体の健康づくりの促進や、夫婦・パートナーなどの男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶に取り組みます。

基本目標Ⅳ 職場における男女共同参画の実現

- ＜課題1＞男女の均等な機会と待遇の確保
- ＜課題2＞仕事と家庭の両立
- ＜課題3＞多様な働き方や職業能力開発の促進

男女が共にいきいきと働き続けられることは、生きがいを持って生きられる社会を実現するうえで重要な要素であります。男女の均等な機会と待遇の確保や、仕事と家庭の両立、多様な働き方と職業能力開発の促進を図ることで、育児や介護等に参加しやすく、男女が個人の能力を十分に発揮できる職場環境づくりを推進します。

基本目標Ⅴ 多様性が尊重される社会の実現

- ＜課題＞多様性が尊重される社会づくり

誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、性的マイノリティへの理解促進や、多様性に配慮した行政サービスを行うことで、社会や地域において多様性を尊重する意識の醸成を図ります。

3. 計画体系

基本目標	課題	施策の方向
Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現	1. 男女の固定的な性別役割分担意識の解消	(1)慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の充実
		(2)男女共同参画に関する意識の普及啓発
	2. 政策・方針決定過程への女性の参画	(1)町の審議会等における女性委員の推進
		(2)町・企業・団体等の意思決定過程への女性参画の促進
	3. 地域活動における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画団体や女性団体の育成・支援
4. 調査・情報収集	(2)地域活動における女性活躍の促進	
Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現	1. 学校などにおける男女平等教育の推進	(1)男女共同参画に関する調査・情報収集
		(2)性尊重に関する調査・情報収集
	2. 社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進	(1)人権の尊重や男女の平等意識を培う教育・学習の充実
		(2)性の尊重についての普及啓発
Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現	1. 男女が共に築く家庭生活の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
		(2)男女共同参画のための学習機会などの充実
	2. 地域における子育て支援の充実	(1)男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発
		(2)男性の家事・育児・介護等への参加促進
	3. 要介護者のいる家庭への支援の充実	(1)多様な子育て支援
		(2)子育て支援ネットワークの構築
		(1)地域における介護体制の確立
	4. 生涯を通じた心と体の健康づくりの促進	(2)障がい者の生活安定と自立支援
		(3)高齢者の生活安定と自立支援
	5. 男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶	(1)母性保護・母子保健の充実
(2)生涯にわたる健康づくりの支援		
		(1)互いの人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた社会意識の醸成
		(2)暴力被害者への相談・救済支援体制の整備

基本目標	課題	施策の方向
Ⅳ職場における男女共同参画の実現	1. 男女の均等な機会と待遇の確保	(1)男女共同参画に関する就労環境の整備
		(2)農林水産業・商工自営業等における男女共同参画の推進
		(3)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	2. 仕事と家庭の両立	(1)育児・介護休業制度の定着
		(2)ワーク・ライフ・バランスの推進
	3. 多様な働き方や職業能力開発の促進	(1)多様な働き方に対応した就業機会の拡大
(2)職業能力開発のための支援		
Ⅴ多様性が尊重される社会の実現	1. 多様性が尊重される社会づくり	(1)性の多様性への理解促進

第3章 行動計画

第3次やまのべ男女共同参画基本計画の課題、5つの基本目標ごとの施策の方向や主な取組みについて、『どこの部署』が『いつまで』に実施するかを示した「行動計画」を定めます。

行動計画の記載例

■ 行動計画では、基本目標の項目等ごとに次のように一覧表示します。

2. 政策・方針決定過程への女性の参画 ← 計画体系の課題を掲げています。

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
○ 公募委員制や女性委員の積極的な任用の推進 【女性の任用率：30%】	全課	30%	25%	→	→	→	30%

- ・「→」は、継続して推進することを表しています。
- ・「●」は、当該年度に実施することを表しています。
- ・令和12年度末の数値目標を記載しています。
- ・担当する部署を記載しています。
- ・施策の内容を記載しています。
- 【 】内は、施策の中で目標となる事項を記載しています。

基本目標Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現

1. 男女の固定的な性別役割分担意識の解消

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の充実							
○ 各種講座、講演会、学習機会（出前講座） 【町独自事業の開催：年1回】	政策推進課	年1回	→	→	→	→	→
○ 各種行事等に男女が共に参画できる方策の実施	全課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 男女共同参画に関する意識の普及啓発							
○ 広報紙、ホームページ等による啓発活動 【広報紙特集：年1回】	政策推進課	年1回	→	→	→	→	→

2. 政策・方針決定過程への女性の参画

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 町の審議会等における女性委員の推進							
○ 公募委員制や女性委員の積極的な任用の推進 【女性の任用率：30%】	全課	30%	25	→	→	→	30
○ 女性委員の“ゼロ”審議会等の解消 【ゼロ審議会：2団体/全審議会数】	全課	2団体	4	→	→	→	2
(2) 町・企業・団体等の意思決定過程への女性参画の促進							
○ 男女共同参画優良事業所の事例等の周知	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進（町役場）	総務課	継続推進	→	→	→	→	→
(3) 地域防災活動における女性参画の促進							
○ 防災分野における意思決定過程や防災活動の現場への女性参画 【女性消防団員数：20人】	防災対策課	20人	→	→	→	→	→
○ 男女双方の視点やニーズの違いに配慮した避難所運営や災害用備蓄の推進	防災対策課	継続推進	→	→	→	→	→

3. 地域活動における男女共同参画の推進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女共同参画団体や女性団体の育成・支援							
○ 男女共同参画団体の育成	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 女性団体向けの研修会・講座等への参加促進	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 地域活動における女性活躍の促進							
○ 女性リーダー養成講座への参加促進	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 様々な分野で活躍する女性人材の情報収集と発信	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

4. 調査・情報収集

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女共同参画に関する調査・情報収集							
○ 町民に対する男女共同参画に関する意識調査	政策推進課	令和12年					●
○ 国や県の施策、他自治体の事例などの情報収集及び優良事例の発信	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

基本目標Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現

1. 学校などにおける男女平等教育の推進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 人権の尊重や男女の平等意識を培う教育・学習の充実							
○ 教職員等に対する男女平等や男女共同参画に関する研修	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 人権尊重、男女平等を基本とした教育の推進	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 男女の固定的な役割分担に捉われない、個人の能力や関心事に応じた進路選択の指導	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 性の尊重についての普及啓発							
○ 性に関する正しい知識を身につけるための発達段階に応じた適正な教育	教育課	継続推進	→	→	→	→	→

2. 社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進							
○ 家庭教育に関する相談体制 【家庭教育充実事業（講演・相談等）：年2回】	教育課	年2回	→	→	→	→	→
(2) 男女共同参画のための学習機会などの充実							
○ 人権問題、女性学、男性学等に関する講座、講演会 【学習機会：年10回】	総務課 政策推進課	年10回	→	→	→	→	→

基本目標Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現

1. 男女が共に築く家庭生活の促進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発							
○ 世代、性別に関係なく家事・育児・介護等を共に担う意識の醸成に向けた啓発活動 【啓発活動：年1回】	保健福祉課 政策推進課	年1回	→	→	→	→	→
○ 子育て教室等での育児知識の普及 【パパママ教室：年3回】	保健福祉課	年3回	→	→	→	→	→
(2) 男性の家事・育児・介護等への参加促進							
○ 男性が円滑に家事・育児・介護等を行えるための情報発信や学習機会 【学習機会：年1回】	保健福祉課 教育課	年1回	→	→	→	→	→

2. 地域における子育て支援の充実

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 多様な子育て支援							
○ 保育の多様なニーズに合わせたサービス (早朝・延長・一時保育等)	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 地域の中で子育てを互いに助け合う体制 (ファミリー・サポート・センター事業)	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 地域における児童の健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立のための支援 (放課後児童クラブ)	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 子育て支援ネットワークの構築							
○ 子育て支援センター 【子育て広場の開催：週5回】	保健福祉課	週5回	→	→	→	→	→
○ 子育てに関する相談体制	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→

3. 要介護者のいる家庭への支援の充実

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 地域における介護体制の確立							
○ 保健、医療、福祉等の関係機関の多職種連携強化、地域の見守りや社会資源を活用した支援体制の整備	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 障がい者の生活安定と自立支援							
○ 障がい者に対する自立支援	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(3) 高齢者の生活安定と自立支援							
○ 介護予防に向けたサービス 【介護予防教室参加人数：延べ4,200人】	保健福祉課	延べ 4,200人	→	→	→	→	→

4. 生涯を通じた心と体の健康づくりの促進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 母性保護・母子保健の充実							
○ 妊娠、出産等母性の正しい知識の普及啓発 (妊婦健康相談)	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 安心・安全な妊娠・出産・育児のための、健診、相談等の母子保健体制	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 生涯にわたる健康づくりの支援							
○ 各種健康づくり教室等 【健康教室参加人数：延べ6,000人】	保健福祉課	延べ 6,000人	→	→	→	→	→

5. 男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 互いの人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた社会意識の醸成							
○ ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発活動の推進	政策推進課 保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 暴力被害者への相談・救済支援体制の整備							
○ 家庭・職場・地域等での相談体制、各種相談窓口の連携強化	総務課 政策推進課 保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→

基本目標Ⅳ 職場における男女共同参画の実現

1. 男女の均等な機会と待遇の確保

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女共同参画に関する就労環境の整備							
○ 事業主に対する雇用機会均等法や労働基準法等の周知（雇用差別をなくす意識啓発）	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 事業主や就労者に対し、母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう、法制度を周知	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 農林水産業・商工自営業等における男女共同参画の推進							
○ 女性の労働に対する適正評価や、経営パートナーとしての意識啓発	産業課 農業委員会	継続推進	→	→	→	→	→
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進							
○ セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するための意識啓発	総務課 政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

2. 仕事と家庭の両立

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 育児・介護休業制度の定着							
○ 育児・介護休業制度の周知及び取得促進と、復帰しやすい職場環境づくりへの意識啓発	総務課 産業課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 男性が育児等に参加しやすい職場環境づくり（町役場） 【男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率：50%】	総務課	50%	→	→	→	→	→
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進							
○ ワーク・ライフ・バランスの必要性について、事業主、家庭で認識を深めるための意識啓発	総務課 産業課	継続推進	→	→	→	→	→

3. 多様な働き方や職業能力開発の促進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 多様な働き方に対応した就業機会の拡大							
○ 女性企業家等の取組事例（山形県女性のチャレンジ事例等）の発信	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 職業能力開発のための支援							
○ 女性の職業能力開発に向けた講座や資格取得に関する情報の発信	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

基本目標V 多様性が尊重される社会の実現

1. 多様性が尊重される社会づくり

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 性の多様性への理解促進							
○ 性的マイノリティへの理解促進に向けた普及啓発	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 山形県パートナーシップ宣誓制度の活用の検討	全課	継続推進	→	→	→	→	→

第4章 計画の推進

1. 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けた施策は広範囲に渡るため、急速に変化する社会情勢を見極めながら進めていく必要があります。町全体で本計画を推進していくため、関係課や関係団体と横断的な連携を図りながら、施策に取り組んで参ります。

町では、本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、外部有識者から構成されている「山辺町男女共同参画推進委員会」、町の各課長で構成されている「山辺町男女共同参画推進本部」を設置しております。

2. 国・県などとの連携

男女共同参画の各種施策については、より効果的に施策を推進していくため、国や県、近隣市町との連携に努めて参ります。

3. 町民及び諸団体との連携

計画を推進するにあたっては、家庭、学校、地域、団体、事業所などと連携し、町民と協働して取組みを進めて参ります。

4. 計画の進行管理

男女共同参画の各種施策については、目標の実現に向けた取組みとして実効性のあるものとするため、年度毎に山辺町男女共同参画推進委員会や山辺町男女共同参画推進本部において評価・検証作業を行います。その評価・検証結果は、次年度の施策や、次期計画の見直し等に反映させていきます。

【参考資料】第1次・第2次計画における数値目標の達成状況H28～R6

＜社会全体における男女共同参画の実現＞

▽男女の固定的な性別役割分担意識の解消と家事などの評価

施策の内容	担当部署	数値目標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供											
各種講座、講演会、学習機会（出前講座）の充実 【町独自事業の開催】	政策推進課	年1回	年10回	年10回	年10回	年10回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
メディアによる男女共同参画に関する啓発											
広報紙、ホームページ等による啓発活動の強化 【広報紙特集年1回、啓発随時】	政策推進課	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

▽政策・方針決定過程への女性の参画

施策の内容	担当部署	数値目標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
町の審議会など委員の女性参画の推進											
公募委員制・女性委員の積極的な任用の推進 【女性の任用率：30%】	全課	30%	18.9%	19.0%	19.2%	20.3%	22.2%	24.1%	23.5%	23.4%	23.0%
女性委員の“ゼロ”審議会等の解消 【ゼロ審議会：2/29】	全課	2/29	5/29	5/29	6/29	5/29	5/29	5/29	5/29	4/29	4/29
審議会等の委員への女性任用状況の公表 【町HPにて公表・更新】	政策推進課	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

＜教育における男女共同参画の実現＞

▽社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進

施策の内容	担当部署	数値目標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進											
家庭教育に関する相談体制の充実 【家庭教育充実事業の推進】	教育課	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	未実施	未実施	年1回	年2回	年2回
男女共同参画のための学習機会などの充実											
人権問題、女性学、男性学等について学ぶことができる 講座、講演会等の学習機会の提供 【連携中枢都市圏での連携】	総務課 政策推進課	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回
男性が参加し易い内容・企画の講座の開催	政策推進課	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	未実施	年1回	年1回	年1回	年1回

＜家庭における男女共同参画の実現＞

▽共に築く家庭生活への支援

施策の内容	担当部署	数値目標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発											
世代、性別に関係なく家事、育児、介護等共に担うとい う意識の醸成及び啓発活動 【広報又はHPにて情報提供、学習会の開催】	保健福祉課 (政策推進課)	年1回	年10回	年10回	年10回	年10回	随時	随時	随時	随時	随時
子育て教室等での育児知識の普及	保健福祉課	月1回	年8回	年12回	年12回	年12回	年6回	年4回	年3回	年3回	年3回

施策の内容	担当部署	数値目標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男性の家事・育児・介護などへの参加促進と支援											
男性が円滑に家事、育児、介護等が行えるよう、情報提供、学習機会の充実 【広報（社会共育の広場）又はHPにて情報提供、男性のための講座等の開催】	保健福祉課 教育課	年1回	年2回	年2回	年2回	年2回	未実施	未実施	未実施	未実施	年1回

▽地域における子育て支援の充実

施策の内容	担当部署	数値目標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
多様な子育て支援の拡充											
児童の健全育成のため、居場所や活動の場の確保 【放課後子ども教室の開催：年9回】	教育課	年9回	年9回	年9回	年9回	年9回	年5回	年6回	年9回	年9回	年9回
子育て支援ネットワークの構築											
子育て支援センターの充実 【毎週月・水・金開催】	保健福祉課	週9回	週9回	週9回	週9回	週9回	週5回	週5回	週5回	週5回	週5回
託児付き講座・講演会等の開催、託児ボランティア育成 【小児救急医療講習会の継続、講座・講演会等の開催】	保健福祉課	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	未実施	年1回	年1回	年1回	年1回

▽要介護者のいる家庭への支援の充実

施策の内容	担当部署	数値目標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
障がい者の生活安定と自立支援											
社会活動、各種イベントへの障がい者の参加促進 【障がい者福祉大会等参加者：20人】	全課	20人	20人	21人	21人	21人	21人	未実施	未実施	未実施	13人
高齢者の自立と安定した暮らしの支援											
介護予防に向けたサービスの充実 【介護予防教室参加人数：180人】	保健福祉課	180人	延べ 1,969人	延べ 2,168人	延べ 2,092人	延べ 1,979人	延べ 1,879人	延べ 3,861人	延べ 3,965人	延べ 4,093人	延べ 4,116人

▽生涯を通じた心と体の健康支援

施策の内容	担当部署	数値目標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
母性保護・母子保健の充実											
妊娠、出産等母性の正しい知識の普及・啓発 【妊婦健康相談：月2回】【ハハママ教室：年8回】	保健福祉課	①妊婦：月2回 ②ハハママ：年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年6回	①月2回 ②年6回	①月2回 ②年6回	①月2回 ②年4回	①月2回 ②年3回	①随時 ②年3回	①随時 ②年3回
安心・安全に妊娠・出産・育児が可能となるよう、健診、相談等の母子保健体制の充実 【妊婦健康相談：月2回】【ハハママ教室：年8回】	保健福祉課	①妊婦：月2回 ②ハハママ：年8回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①随時 ②年14回	①随時 ②年14回
生涯にわたる健康づくりの支援											
各種健康づくり教室等を通じた健康づくりの促進 【健康教室参加人数：1,000人】	保健福祉課	1,000人	1,074人	1,044人	1,222人	753人	372人	338人	330人	353人	347人

<地域社会における男女共同参画の実現>

▽町民と行政との協働による男女共同参画の推進

施策の内容	担当部署	数値目標	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男女の地域参加の促進と団体活動への支援											
男女共同参画推進団体の育成 【チェリアやファラへの登録促進】	政策推進課	継続推進	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体
防災分野における意思決定過程や防災活動の現場への女性参画 【女性消防団員数：20人】	防災対策課	20人	18人	18人	18人	13人	15人	15人	17人	20人	20人



第3次
やまのべ男女共同参画基本計画
(山形県 山辺町)